

群馬県地球温暖化対策指針
(排出削減計画・再生可能エネルギー導入編)

令和 7 年 5 月

群 馬 県

目 次

第 1	特定排出事業者	1
第 2	特定排出事業者の事業活動の範囲	2
1	規則第 5 条第 1 号に規定する者	2
2	規則第 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する者	3
3	規則第 5 条第 4 号に規定する者	3
第 3	原油換算エネルギー使用量の算定	4
第 4	温室効果ガス排出量の算定	6
1	規則第 5 条第 1 号に規定する者	6
2	規則第 5 条第 2 号及び第 3 号に規定する者	11
3	規則第 5 条第 4 号に規定する者	11
第 5	無効化をした国内認証排出削減量、無効化をした海外認証排出削減量 又は非化石電源二酸化炭素削減相当量	18
第 6	再生可能エネルギー導入量の算定	19
第 7	温室効果ガス排出量削減計画及び排出状況報告兼再生可能エネルギー導入 計画及び導入状況報告書の作成・提出等	23
1	排出量削減計画及び排出状況報告兼再エネ導入状況報告書の作成	23
2	排出量削減計画及び排出状況報告兼再エネ導入計画及び導入状況報告書の 提出	26
3	計画の変更	27
別表	温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置の例	28

この指針は、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例（以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、条例第 20 条第 1 項に規定する特定排出事業者等が、温室効果ガス排出量削減計画（以下「排出量削減計画」という。）及び、条例第 23 条に規定する計画期間中の温室効果ガスの排出の量及び計画に基づく措置の実施の状況（以下「排出状況報告」という。）、条例第 66 条第 1 項に規定する再生可能エネルギー導入計画（以下「再生可能エネルギー導入計画」という。）及び条例第 69 条に規定する計画期間中の再生可能エネルギーの導入等の状況等（以下「導入状況報告」という。）を作成するために必要な事項を定めるものである。

条例第 21 条第 1 項及び第 67 条第 1 項の規定による特定排出事業者以外の事業者が、排出量削減計画、排出状況報告、再生可能エネルギー導入計画及び導入状況報告を作成する場合であっても、この指針に基づくものとする。

なお、この指針で使用する用語は、条例及び 2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例施行規則（以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第 1 特定排出事業者

規則第 5 条各号に規定している特定排出事業者の基準は、報告の対象となる温室効果ガスの種類ごとに整理すると、表 1 のとおりとなる。

なお、表 1 以外の事業者についても任意で計画等を提出することができる（条例第 21 条及び第 67 条）。

表 1 温室効果ガスの種類ごとの特定排出事業者の基準

温室効果ガスの種類	特定排出事業者の基準
【1】エネルギー起源二酸化炭素（燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される CO ₂ ）	・ エネルギー消費量が原油換算 1,500kl/年以上の事業者（規則第 5 条第 1 号） ・ 運送事業者（自社運送を行う事業者を含む）で、トラック、バス、タクシーを 100 台以上保有する事業者（規則第 5 条第 2 号及び第 3 号）
【2】非エネルギー起源二酸化炭素（【1】以外で排出される CO ₂ ）	・ 次の 2 要件とも合致する事業者（規則第 5 条第 4 号）
【3】メタン（CH ₄ ）	①温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該の種類ごとに CO ₂ 換算で 3,000 トン以上
【4】一酸化二窒素（N ₂ O）	
【5】ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	
【6】パーフルオロカーボン類（PFC）	
	②事業者全体で常時雇用する従業員

【 7 】 六ふっ化硫黄 (SF ₆)	(注 1) の数が 21 人以上
【 8 】 三ふっ化窒素 (NF ₃)	

注 1：常時雇用される従業員

計画を提出する年度の 4 月 1 日時点で、期間を定めず、若しくは 1 月を超える期間を定めて雇用されている者（いわゆる「社員」等である期間が連続して 1 ケ月を超える者）又は日々若しくは 1 月以内の期間を限って雇用されており、前 2 月の各月において 18 日以上雇用された者（嘱託、パート、アルバイトと呼ばれている者も含まれる場合がある）をいう。

常時雇用される従業員として数える例（「○」のもの）

役 員	正社員等	臨時雇用者	他への派遣者 (出向者)	別事業者への 下請け労働者	他からの派遣 者(出向者)	別事業者からの 下請け労働者
×	○	×	×	×	○	○

役員であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般社員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、常時雇用する従業員の数として数える。

第 2 特定排出事業者の事業活動の範囲

1 規則第 5 条第 1 号に規定する者

(1) 県内に設置する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備（以下「事業所等」という。）における事業活動をいう。ただし、営業車両等の事業所等の構外で使用するエネルギー、工事現場、仮設事務所、社宅、社員寮などの住居部分は事業活動の範囲には含めない。

(2) 連鎖化事業者の事業活動の範囲

規則第 5 条第 1 号に規定する連鎖化事業者については、自ら設置する事業所等の他、連鎖化事業に関する約款に、次の二つの内容をいずれも定めている場合、その加盟者が設置している当該事業に係る県内に所在する全ての事業所等における事業活動も、当該連鎖化事業者の事業活動とみなすものとする。

ア 連鎖化事業者が、加盟者の設置している事業所等のエネルギーの使用状況を加盟者に報告させることができること。

イ 連鎖化事業者が、加盟者の設置している事業所等に関して、次のいずれかを指定していること。

- ・ 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
- ・ 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
- ・ 照明器具の機種、性能又は使用方法
- ・ 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が

定めた方針、行動規範、マニュアル等にア及びイの定めが記載され、それを遵守するものとする定めが約款にある場合には、約款にア及びイの定めがあるものとみなす。

(3) 建物の所有者以外の者がその一部を利用する建物

建物の所有者以外の者（以下「テナント」という。）がその一部を利用する建物（以下「テナントビル」という。）における事業活動の範囲は、次のとおりとする。

ア テナントビルの所有者

テナントビル全体を一つの事業所等とみなして、当該テナントビル全体のエネルギー使用量を把握するものとする。ただし、その際のエネルギー使用量は、当該テナントビル全体の使用量から個々のテナントが設置更新の権原を有し、そのエネルギー使用量を把握している設備に係るエネルギー使用量を差し引いたものとする。

イ テナント

テナント専用部を事業所等とする。その際のエネルギー使用量は、エネルギー管理権原の有無に関わらず、その専用部全てのエネルギー使用量について把握するものとする。

ウ テナントビル所有者の情報提供

テナントビル所有者は、テナントに対し、テナント専用部のエネルギー使用量について可能な範囲で情報提供するものとする。

エ エネルギー使用量の実測値把握が困難な場合

テナントがその専用部のエネルギー使用量の実測値を把握することが困難な場合、面積案分等の推計値をもってエネルギー使用量としてよいものとする。

(4) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取扱い

産業部門において、同一敷地内又は隣接した敷地に設置者の異なる複数の事業所等が設置され、かつ、双方の事業所等にエネルギー管理上の結びつきがある（地縁的一体性）場合において、次の条件を満たす場合には、従たる事業所等のエネルギー使用量を主たる事業所等のエネルギー使用量に含めることができるものとする。

ア 主たる事業所等を設置する者の総エネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kl 以上であること。

イ 主たる事業所等を設置する者が、従たる事業所等の条例上の義務を負うことについて、従たる事業所等を設置する者と合意(注2) していること

注2：覚書等の書面をもって合意することが必要。覚書は知事に提出する必要はないが、両方で保管しておく必要がある。

2 規則第5条第2号及び第3号に規定する者

貨物輸送（自社輸送を含む）又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に係るものをいい、本社、営業所、物流拠点等の事業所等における事業活動は含まない。

3 規則第5条第4号に規定する者

1 (1) の事業活動の範囲と同様とする。

第3 原油換算エネルギー使用量の算定

規則第5条第1号に規定する、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ原油の数量に換算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の算定は、（参考）原油換算エネルギー使用量算定表を使用して次の手順で算定する。

※（参考）原油換算エネルギー使用量算定表は算定にあたっての補助資料であるため、提出は求めない。

- （1）石油、ガス、石炭、電気等のエネルギーの種類ごとの使用量（数量（a））に単位発熱量（数値（c））を乗じ、エネルギーの種類ごとの熱量換算値（熱量 GJ（b））を算定。

$$\text{エネルギーの熱量換算値（b）} = \text{エネルギーの使用量（a）} \times \text{単位発熱量（c）}$$

なお、事業者が実測等に基づき表2に掲げる単位発熱量以外の単位発熱量を使用する場合には、その根拠資料を添付するものとする。

- （2）熱量 GJ（ $b = a \times c$ ）の合計値（e）に 0.0258 を乗じ、原油換算エネルギー使用量（kl）を算定。

$$\text{原油換算エネルギー使用量(kl)} = \text{bの合計値} \times 0.0258$$

(参考) 原油換算エネルギー使用量算定表

エネルギーの種類				エネルギー使用量		単位発熱量			
				数値(a)	単位	熱量 GJ (b = a × c)	数値(c)	単位	
化石燃料	原油(コンデンセートを除く)				kl		38.3	GJ/kl	
	原油のうちコンデンセート(NGL)				kl		34.8	GJ/kl	
	揮発油(ガソリン)				kl		33.4	GJ/kl	
	ナフサ				kl		33.3	GJ/kl	
	ジェット燃料油				kl		36.3	GJ/kl	
	灯油				kl		36.5	GJ/kl	
	軽油				kl		38.0	GJ/kl	
	A重油				kl		38.9	GJ/kl	
	B・C重油				kl		41.8	GJ/kl	
	石油アスファルト				t		40.0	GJ/t	
	石油コークス				t		34.1	GJ/t	
	石油ガス	液化石油ガス(LPG)			t		50.1	GJ/t	
		石油系炭化水素ガス			千m3		46.1	GJ/千m3	
	可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)			t		54.7	GJ/t	
		その他可燃性天然ガス			千m3		38.4	GJ/千m3	
	石炭			輸入原料炭		t		28.7	GJ/t
				コークス用原料炭		t		28.9	GJ/t
				吹込用原料炭		t		28.3	GJ/t
				輸入一般炭		t		26.1	GJ/t
				国産一般炭		t		24.2	GJ/t
				輸入無煙炭		t		27.8	GJ/t
	石炭コークス				t		29.0	GJ/t	
	コールタール				t		37.3	GJ/t	
	コークス炉ガス				千m3		18.4	GJ/千m3	
	高炉ガス				千m3		3.23	GJ/千m3	
	発電用高炉ガス				千m3		3.45	GJ/千m3	
転炉ガス				千m3		7.53	GJ/千m3		
その他の燃料等	都市ガス※1			千m3			GJ/千m3		
	()			千m3			GJ/千m3		
小計							GJ		
非化石燃料	黒液				t		13.6	GJ/t	
	木材				t		13.2	GJ/t	
	木質廃材				t		17.1	GJ/t	
	バイオエタノール				kl		23.4	GJ/kl	
	バイオディーゼル				kl		35.6	GJ/kl	
	バイオガス				千m3		21.2	GJ/千m3	
	その他バイオマス				t		13.2	GJ/t	
	RDF				t		18.0	GJ/t	
	RPF				t		26.9	GJ/t	
	廃タイヤ				t		33.2	GJ/t	
	廃プラスチック				t		29.3	GJ/t	
	廃油				kl		40.2	GJ/kl	
	廃棄物ガス				千m3		21.2	GJ/千m3	
	混合廃材				t		17.1	GJ/t	
	水素				t		142.0	GJ/t	
	アンモニア				t		22.5	GJ/t	
	その他	()			GJ		-	-	
		()			GJ		-	-	
	小計							GJ	
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気			GJ		1.17	-	
		産業用以外の蒸気			GJ		1.19	-	
		温水			GJ		1.19	-	
		冷水			GJ		1.19	-	
		その他	()		GJ		-	-	
	その他使用した熱	地熱			GJ		-	-	
		温泉熱			GJ		-	-	
		太陽熱			GJ		-	-	
		雪氷熱			GJ		-	-	
		その他	()		GJ		-	-	
			()		GJ		-	-	
小計							GJ		
電気	電気事業者からの買電				千kWh		8.64	GJ/千kWh	
	上記以外の買電	オフサイト型PPA			千kWh		3.6	GJ/千kWh	
		自己託送(非化石由来の非化石電気)			千kWh		3.6	GJ/千kWh	
		上記以外の自己託送			千kWh		8.64	GJ/千kWh	
		自家発電※2	太陽光			千kWh		3.6	GJ/千kWh
	風力			千kWh		3.6	GJ/千kWh		
	地熱			千kWh		3.6	GJ/千kWh		
	水力			千kWh		3.6	GJ/千kWh		
	その他(非燃料由来の非化石)			千kWh		3.6	GJ/千kWh		
小計							GJ		
合計 GJ							GJ		
原油換算 KI							KI		

※1：省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領 別添資料2の「都市ガス供給事業者(旧一般ガス事業者)の供給熱量一覧」を参照して、係数を入力すること。
※「自家発電」については参考として記載すること(燃料使用量においてカウントされているため、合計には含めない)。

第4 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガス排出量の算定は、規則第5条各号に規定する者ごとに、以下に示す手順により行うものとする。

1 規則第5条第1号に規定する者

事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の算定は、燃料の使用、他人から供給された電気の使用及び他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素（以下「エネルギー起源 CO₂」という。）について行い、（参考）原油換算エネルギー使用量算定表及び表1を使用して、次の手順により算定するものとする。

事業者が実測等に基づき表1に掲げる排出係数以外の排出係数を使用する場合には、計画書及び排出状況報告書に、その根拠資料を添付するものとする。

(1)

①燃料の燃焼の場合

ア エネルギーの種類ごとの使用量（表1：数量（A））に表1：単位発熱量（数値（c））を乗じ、エネルギーの種類ごとの熱量換算値（表1：熱量 GJ（A'））を算定。

$$\text{エネルギーの熱量換算値（A'）} = \text{エネルギーの使用量（A）} \times \text{単位発熱量（c）}$$

イ 販売されたエネルギーがある場合は、販売したエネルギーの種類ごとの量（表1：数量（B））に表1：単位発熱量（数値（c））を乗じ、販売したエネルギーの種類ごとの熱量換算値（表1 熱量 GJ（B'））を算定。

ウ A' から B' を減じた数値（表1：C = A' - B'）に表1：エネルギーの種類ごとの排出係数（D）を乗じて得た数値に12分の44を乗じる。

$$\text{CO}_2\text{排出量（t-CO}_2\text{）} = \text{C} \times \text{排出係数（D）} \times 44 / 12$$

エ 燃料ごとの CO₂排出量の合計値を求める。

②都市ガス使用の場合

ア エネルギーの種類ごとの使用量（表1：数量（A））から販売したエネルギーの種類ごとの量（表1:数量（B））を減じた数値（表1：C）に表1：エネルギーの種類ごとの排出係数（D）を乗じる。

なお、都市ガスについては、都市ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を用いて、実排出量及び調整後排出量をそれぞれ算定する。

$$\text{CO}_2\text{排出量（t-CO}_2\text{）} = \text{C} \times \text{排出係数（D）}$$

イ ガスごとの CO₂ 排出量の合計値を求める。

なお、令和6年度の改正により、令和7年度報告（令和6年度実績の報告）から、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収して合成メタンを製造した場合、その排出削減価値は原排出者と当該燃料の利用者との取り決めにに基づき主張することができることとされた。

合成メタンの利用者側が排出削減価値を主張する場合は、ガス事業者の事業者別排出係数に当該排出削減価値が反映されているため、ガス事業者と契約しているメニューごとの排出係数等を用いて排出量の算定を行うこと。

（2）他人から供給された熱の場合

ア エネルギーの種類ごとの使用量（表1：数量（A））から販売したエネルギーの種類ごとの量（表1：数量（B））を減じた数値（表1：C）に表1：エネルギーの種類ごとの排出係数（D）を乗じる。

なお、蒸気（産業用のものは除く。）、温水、冷水については、都市ガス事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を用いて、実排出量及び調整後排出量をそれぞれ算定する。

イ 特定排出者単位の報告においては、証書等に係る排出量を控除又は加算した排出量を報告する。

$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{C} \times \text{排出係数 (D)}$

－需要家自身が調達した証書等に係る排出量のうち無効化した量

＋需要家自身が創出した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量

他人から供給された熱の使用に伴う排出量算定における「証書等に係る排出量」とは、以下のものを指す。

- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン熱証書由来）
- ・ 「J-クレジット」、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再エネ熱由来のもの

なお、上記で使用できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の調整に用いることはできない。

ウ 熱ごとのCO₂排出量の合計値を求める。

【排出係数】

算定省令により下表のとおり規定されている。

熱の種類	排出係数
産業用蒸気	0.0654 tCO ₂ /GJ
蒸気（産業用のものは除く。）・温水・冷水	熱供給事業者別排出係数を使用

（３）他人から供給された電気の場合

ア エネルギーの種類ごとの使用量（表１：数量（Ａ））から販売したエネルギーの種類ごとの量（表１：数量（Ｂ））を減じた数値（表１：Ｃ）に表１：エネルギーの種類ごとの排出係数（Ｄ）を乗じる。

なお、電気については、電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数を用いて、実排出量及び調整後排出量をそれぞれ算定する。

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく売電量は販売したエネルギーの種類ごとの量（表１：数量（Ｂ））には計上しない。

イ 特定排出者単位の報告においては、証書等に係る排出量を控除又は加算した排出量を報告する。

$$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{C} \times \text{排出係数 (D)}$$

$$\begin{aligned} & - \text{需要家自身が調達した証書等に係る排出量のうち無効化した量} \\ & + \text{需要家自身が創出した証書等に係る排出量のうち他者へ移転した量} \end{aligned}$$

他人から供給された電気の使用に伴う排出量算定における「証書等に係る排出量」とは、以下のものを指す。

- ・ 非化石電源二酸化炭素削減相当量
- ・ グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量（グリーン電力証書由来）
- ・ Ｊークレジット、国内クレジット及びオフセット・クレジット（J-VER）のうち再生電力由来のもの

なお、上記で控除できるクレジットは、他者が創出した証書等のうち、自社に移転され、無効化されたものが対象。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の算定に用いることはできない。

ウ 電気ごとの CO₂排出量の合計値を求める。

（３）CO₂排出量の合計

（１）及び（２）により算定された CO₂排出量の合計が当該事業者の温室効果ガスの排出の量となる。

なお、CO₂排出量の合計はガス・電気の実排出量を用いた場合と、調整後排出量を用いた場合のそれぞれについて算定する。

表1 温室効果ガス排出量算定表

表1 温室効果ガス排出量算定表

◆表の黄色の欄に該当数値等を入力してください。

エネルギーの種類	エネルギー使用量		販売したエネルギーの量		単位換算量		CO ₂ A [*] -B [*] ※1	排出係数 (D) ※2	二酸化炭素排出量 t-CO ₂ (B=D×C×44/12) ※3
	数値 (A)	単位	数値 (B)	単位	数値 (C)	単位			
原油(コンデンサートを除く)		kl		kl	38.3	GJ/kl		0.0190	
原油のうちコンデンサート(NGL)		kl		kl	34.8	GJ/kl		0.0183	
揮発油(ガソリン)		kl		kl	33.4	GJ/kl		0.0187	
ナフサ		kl		kl	33.3	GJ/kl		0.0186	
ジェット燃料油		kl		kl	36.3	GJ/kl		0.0186	
灯油		kl		kl	36.5	GJ/kl		0.0187	
軽油		kl		kl	38.0	GJ/kl		0.0188	
A重油		kl		kl	38.9	GJ/kl		0.0193	
B-C重油		kl		kl	41.8	GJ/kl		0.0202	
石油アスファルト		t		t	40.0	GJ/t		0.0204	
石油コークス		t		t	34.1	GJ/t		0.0245	
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	t		t	50.1	GJ/t		0.0163	
	石油系液化水素ガス	千m ³		千m ³	46.1	GJ/千m ³		0.0144	
	液化天然ガス(LNG)	t		t	54.7	GJ/t		0.0139	
可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス	千m ³		千m ³	38.4	GJ/千m ³		0.0139	
石炭	輸入原料炭	t		t	28.7	GJ/t		0.0246	
	コークス用原料炭	t		t	28.9	GJ/t		0.0245	
	吹込用原料炭	t		t	28.3	GJ/t		0.0251	
	輸入一般炭	t		t	26.1	GJ/t		0.0243	
	国産一般炭	t		t	24.2	GJ/t		0.0242	
	輸入無煙炭	t		t	27.8	GJ/t		0.0259	
石炭コークス		t		t	29.0	GJ/t		0.0299	
コールタール		t		t	37.3	GJ/t		0.0209	
コークス炉ガス		千m ³		千m ³	18.4	GJ/千m ³		0.0109	
高炉ガス		千m ³		千m ³	3.23	GJ/千m ³		0.0264	
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³	3.45	GJ/千m ³		0.0264	
転炉ガス		千m ³		千m ³	7.53	GJ/千m ³		0.0420	
RF		t		t	16.0	GJ/t		0.0162	
RF		t		t	26.9	GJ/t		0.0166	
溶タイヤ		t		t	33.2	GJ/t		0.0135	
溶プラスチック類(一般廃棄物)		t		t	29.3	GJ/t		0.0257	
溶プラスチック類(産業廃棄物)		t		t	29.3	GJ/t		0.0239	
廃品(植物性のもの及び動物性のものを除く)、廃品(植物性のもの及び動物性のものを除く)から製造された燃料炭化水素品		kl		kl	40.2	GJ/kl		0.0179	
溶プラスチック類から製造された燃料炭化水素品		kl		kl	38.0	GJ/kl		0.0188	
その他の燃料等	都市ガス	千m ³		千m ³				基礎係数	
	()	千m ³		千m ³				調整係数	
大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量 ※4									
小 計									基礎
									調整後

新	産業用蒸気		GJ		GJ				0.0854	
	産業用以外の蒸気		GJ		GJ				基礎係数	
	温水		GJ		GJ				調整係数	
	冷水		GJ		GJ				基礎係数	
									調整係数	
	製氷室自費が削減した製氷等に係る排出量のうち無効化した量(再エネ由来) ※5									
	製氷室自費が削減した製氷等に係る排出量のうち他者へ移転した量(再エネ由来) ※6									
	小 計									基礎
										調整後
	電気事業①		千kWh		千kWh				基礎係数	
電	電気事業②		千kWh		千kWh				調整係数	
	電気事業③		千kWh		千kWh				基礎係数	
	電気事業④		千kWh		千kWh				調整係数	
	電気事業⑤		千kWh		千kWh				基礎係数	
	電気事業⑥		千kWh		千kWh				調整係数	
	電気事業⑦		千kWh		千kWh				基礎係数	
その他	上記以外の買電		千kWh		千kWh				調整係数	
	自家発電 ※7		千kWh		千kWh				基礎係数	
製氷室自費が削減した製氷等に係る排出量のうち無効化した量(再エネ由来) ※5										
製氷室自費が削減した製氷等に係る排出量のうち他者へ移転した量(再エネ由来) ①+② ※6										
① 非化石電源二酸化炭素削減効果量										
② 国内総生産削減効果(グリーン電力証書制度、エネフレット、国内クレジット及び省エネ・クレジット(E-VER)のうち再エネ電力由来のもの)										
小 計									基礎	
									調整後	
合 計									実排出量	
									調整後排出量	

温室効果ガスの区分			温室効果ガス排出量(GO2換算)	
二酸化炭素(CO2)	エネルギー起源	実排出量	t-CO2	
	非エネルギー起源	調整後排出量	t-CO2	
				t-CO2
		うち 廃棄物の原料使用(F)※8		t-CO2
メタン(CH4)			t-CO2	
一酸化二窒素(N2O)			t-CO2	
ハイドロフルオロカーボン(HFC)			t-CO2	
パーフルオロカーボン(PFC)			t-CO2	
六ふっ化硫黄(SF6)			t-CO2	
三ふっ化窒素(NF3)			t-CO2	
無効化をした国内総排出削減量、無効化をした海外総排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量 (①+②+③)※9			t-CO2	
① 無効化をした国内総排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量(再エネ由来)			t-CO2	
② 無効化をした国内総排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量(再エネ由来以外)			t-CO2	
③ 無効化をした海外総排出削減量			t-CO2	
自らが創出した国内総排出削減量のうち他者へ移転した量(④+⑤)※10			t-CO2	
④ 需要家自身が創出した温室等に係る排出量のうち他者へ移転した量(再エネ由来)			t-CO2	
⑤ 需要家自身が創出した温室等に係る排出量のうち他者へ移転した量(再エネ由来以外)			t-CO2	
温室効果ガス排出量合計	実排出量		t-CO2	
		燃料の使用に伴うエネルギー起源CO2	t-CO2	
		他人から供給された電気及び熱の使用に伴うエネルギー起源CO2	t-CO2	
		非エネルギー起源+その他ガス	t-CO2	
		調整後排出量(G)※11	t-CO2	

※1：数についてはC=A-Bとする。自家発電はBに-1を乗じた数値とする。

※2：都市ガスの排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する都市ガス事業者ごとの排出係数(上段の基礎係数には「基礎排出係数」を、下段の調整係数には「調整後排出係数」を記入。)を使用すること。また、都市ガス事業者以外の者から供給を受けている場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣及び経済産業大臣が公表する代替値を使用すること。

電気(産業用のものは除く)、温水、冷水等の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する熱供給事業者ごとの排出係数(上段の基礎係数には「基礎排出係数」を、下段の調整係数には「調整後排出係数」を記入。)を使用すること。また、熱供給事業者以外の者から供給を受けている場合は、実測等に基づく適切な排出係数、これら以外の場合には、環境大臣及び経済産業大臣が公表する代替値を使用すること。

電気の排出係数は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの排出係数(上段の基礎係数には「基礎排出係数」を、下段の調整係数には「調整後排出係数」を記入。除却「参考」)を使用すること。また、電気事業者以外から供給された電気を使用している場合には電気事業者ごとの排出係数に相当する排出係数で、実測等に基づく適切な排出係数を使用すること。なお、これらの方法で算定できない場合は、環境大臣及び経済産業大臣が公表する代替値を使用すること。

「電気事業者」(一〇)は、契約している電力会社毎に係数を入力すること。

※3：都市ガス・熱・電気についてはE=C×Dとする。

※4：合成メタンの利用者が排出削減目標を主張する場合は、ガス事業者の事業者別排出係数に当該排出削減目標が反映されているため、ガス事業者と契約しているメニューごとの排出係数等を用いて排出量の算定を行うこと。

※5：他人から供給された熱の使用に伴う排出量算定における「温室等に係る排出量」とは、以下のものを指す。

・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量(グリーン熱源由来)
・「ジョークレジット」、国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-CVER)のうち再エネ熱由来のもの
なお、上記で利用できるクレジットは、他者が創出した温室等のうち、自社に移動され、無効化されたものが対象。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の調整に用いることはできない。

※6：他人から供給された電気の使用に伴う排出量算定における「温室等に係る排出量」とは、以下のものを指す。

・再エネ電力二酸化炭素削減相当量
・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量(グリーン電力由来)
・「ジョークレジット」、国内クレジット及びオフセット・クレジット(J-CVER)のうち再エネ電力由来のもの
なお、上記で利用できるクレジットは、他者が創出した温室等のうち、自社に移動され、無効化されたものが対象。自社が創出したクレジットを、自社の基礎排出量の調整に用いることはできない。

※7：再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく売電量は、「販売したエネルギー量」の欄に記載しない(排出削減計画又は、排出状況報告書の「特記事項」欄に記載することは可能)。

※8：温室効果ガス排出削減のための、廃棄物を化石燃料に代えて燃料として使用したり、製品の製造のための原材料として使用した場合等により、排出される非エネルギー起源CO₂をいう。

※9：温室効果ガス算定排出量は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内総排出削減量、無効化をした海外総排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量

記載した場合は、クレジット等の取得を証明する資料の写しを添付すること。

※10：森林の整備及び保安により吸収された温室効果ガスの吸収量として認識されたもの及びバイオ炭の農地施用により土壌に貯留された温室効果ガスの貯留量として認識されたものを除く。

熱供給事業者が調整後排出係数の算出において加算した量を除く。

※11 調整後排出量=①エネルギー起源CO₂排出量(調整後排出量)+②非エネルギー起源CO₂排出量(廃棄物原料使用に伴うものを除く)+③(CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃の排出量)-無効化をした国内総排出削減量、無効化をした海外総排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量+自らが創出した国内総排出削減量のうち他者へ移転した量

2 規則第5条第2号及び第3号に規定する者

貨物輸送（自社輸送を含む）又は旅客輸送の用に供する自動車の走行に係るエネルギー起源 CO₂について、1と同様の方法で算定する。

3 規則第5条第4号に規定する者

温室効果ガスの排出の量の算定は、エネルギー起源 CO₂以外の CO₂（以下「非エネルギー起源 CO₂」という。）及び CO₂以外の温室効果ガス（メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃））について行う。

以下では、算定方法の概略を示すが、詳細な算定については、温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（環境省・経済産業省。以下「算定・報告マニュアル」という。）記載の方法により行うこと。

（1）排出活動の抽出

表2に示す温室効果ガスごとに定めた当該温室効果ガスを排出する活動（以下、排出活動という）のうち、事業所等において行われている活動を抽出する。

表 1—1 温室効果ガスごとの排出活動

(1/3)

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネルギー CO ₂	非エネルギー CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
エネルギー	燃料の使用	○							
	都市ガスの使用	○							
	他人から供給された電気の使用	○							
	他人から供給された熱の使用	○							
	輸送事業者としてのエネルギーの使用	○							
	荷主としてのエネルギーの使用	○							
	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用			○	○				
	コークスの製造			○					
	電気炉における電気の使用			○					
	石炭の生産		○	○					
	木炭の製造			○	○				
	原油又は天然ガスの試掘		○	○					
	原油又は天然ガスの性状に関する試験		○	○	○				
	原油又は天然ガスの生産		○	○	○				
	原油の輸送		○	○					
	原油の精製			○					
	天然ガスの輸送			○					
	都市ガスの製造又は供給			○					
	地熱発電施設における蒸気の生産		○	○					
工業プロセス	セメントクリンカーの製造		○						
	生石灰の製造		○						
	ソーダ石灰ガラスの製造		○						
	炭酸塩の使用		○						
	アンモニアの製造		○						

(2/3)

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネルギー CO ₂	非エネルギー CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
工業プロセス	炭化けい素の製造		○						
	炭化カルシウムの製造		○						
	二酸化チタンの製造		○						
	ソーダ灰の製造		○						
	エチレン等の製造		○	○					
	カーバイド法アセチレンの使用		○						
	炭素電極の電気炉における使用		○						
	鉄鋼の製造における鉬物の使用		○						
	鉄鋼の製造において生じるガスの燃焼		○						
	潤滑油等の使用		○						
	溶剤の焼却		○						
	ドライアイスの製造又は使用		○						
	炭酸ガスのボンベへの封入		○						
	炭酸ガスの使用		○						
	アジピン酸の製造				○				
	硝酸の製造				○				
	カプロラクタムの製造				○				
	麻酔剤の使用				○				
	半導体素子等の製造における N ₂ O の使用				○				
農業	家畜の飼養			○					
	家畜の排せつ物の管理			○	○				
	稲作			○					
	耕地における肥料の使用		○		○				
	耕地における農作物の残さの肥料としての使用				○				
	林地における肥料の使用				○				
	植物性の物の焼却			○	○				
廃棄物	廃棄物の埋立処分			○					
	堆肥の生産			○	○				
	廃棄物の焼却		○	○	○				
	工場廃水の処理			○	○				
	下水、し尿等の処理			○	○				

(3/3)

活動の種類と温室効果ガスの種類

活動分野	活動の種類	温室効果ガス							
		エネルギー CO ₂	非エネルギー CO ₂	CH ₄	N ₂ O	HFC	PFC	SF ₆	NF ₃
4 ガス	クロロジフルオロメタン (HCFC-22) の製造					○			
	ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造					○			
	パーフルオロカーボン (PFC) の製造						○		
	六ふっ化硫黄 (SF ₆) の製造							○	
	三ふっ化窒素 (NF ₃) の製造								○
	マグネシウム合金の鋳造					○		○	
	半導体素子等の製造					○	○	○	○
	冷凍空気調和機器の製造					○			
	業務用冷凍空気調和機器の使用の開始					○			
	業務用冷凍空気調和機器の整備					○			
	冷凍空気調和機器の廃棄					○			
	プラスチックの製造					○			
	噴霧器の製造					○			
	噴霧器の使用					○			
	光電池の製造						○		
	溶剤等としての使用					○	○		
	鉄道事業又は軌道事業の用に供された整流器の廃棄						○		
	電気機械器具の製造及び使用の開始							○	
	電気機械器具の使用							○	
	電気機械器具の点検							○	
	電気機械器具の廃棄							○	
	粒子加速器の使用							○	

例えば、メタン（CH₄）の場合は下表に示す排出活動があるが、このうち当該事業所等の内部で行われている活動を全て抽出する。

【参考】メタン（CH₄）の排出活動

燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	
コークスの製造	地熱発生施設における蒸気の生産
電気炉における電気の使用	エチレン等の製造
石炭の生産	家畜の飼養
木炭の生産	家畜の排せつ物の管理
原油又は天然ガスの試掘	稲作
原油又は天然ガスの性状に関する試験	植物性の物の焼却
原油又は天然ガスの生産	廃棄物の埋立処分
原油の輸送	堆肥の生産
原油の精製	廃棄物の焼却
天然ガスの輸送	工場廃水の処理
都市ガスの製造又は供給	下水、し尿等の処理

この際、排出活動の抽出に当たっては、自らの事業所において行われている活動全てを対象とすることとし、例えば、自らが管理する設備を他社がメンテナンスするような場合についても、自社の管理する事業所内で行われる温室効果ガスを排出する活動であれば、自らの排出活動として抽出する。

（２）活動ごとの排出量の算定

抽出した活動ごとに、算定・報告マニュアルに記載の算定方法によって排出量を算定する。基本的には以下のような算定式に基づき算定する。

$$\text{温室効果ガス排出量（t ガス）} = \text{活動量} \times \text{排出係数（活動量当たりの排出量）}$$

ここで、活動量とは、温室効果ガスの排出量と相関のある排出活動の規模を表す指標で、活動により異なるが、生産量、使用量、焼却量等がこれに該当する。

（３）排出量の合計値の算定

温室効果ガスごとに、活動ごとに算定した排出量を合算する。

例えば、CH₄ のガスについて活動ごとの排出量が、工場廃水の処理：10.2 t-CH₄、廃棄物の焼却：205 t-CH₄ である場合、CH₄ の排出量は合算して 215.2 t-CH₄ となる。

なお、HFC、PFC については個別の温室効果ガスにより地球温暖化係数が異なるため、個別の温室効果ガスごとに合算した上で（４）により CO₂ 換算値を求め、最後に HFC 又は PFC 全体で合算する。

(4) 排出量の CO₂ 換算値の算定

(3) で算定した排出量は、温室効果ガスごとの単位で表した数値となっている。この排出量を次式により CO₂ に換算する。

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t-ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

ここで、地球温暖化係数とは、温室効果ガスごとに地球温暖化をもたらす程度について CO₂ との比を表したもので、表 5 に示すように温室効果ガスごとに異なっている。

例えば、CH₄ では地球温暖化係数は 28 である、これは CH₄ を 1 t 排出することは CO₂ を 28t 排出することと同じ効果があることを意味している。

なお、算定した温室効果ガスの排出量は表 1 の下欄に温室効果ガスの種類ごとに記載 (CO₂換算) し、計画書及び実施状況報告書に添付して提出すること。

温室効果ガス			地球温暖化係数
二酸化炭素		CO ₂	1
メタン		CH ₄	28
一酸化二窒素		N ₂ O	265
ハイドロフルオロカーボン	ハイドロフルオロカーボン	HFC	—
	トリフルオロメタン	HFC-23	12,400
	ジフルオロメタン	HFC-32	677
	フルオロメタン	HFC-41	116
	1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン	HFC-125	3,170
	1・1・2・2-テトラフルオロエタン	HFC-134	1,120
	1・1・1・2-テトラフルオロエタン	HFC-134a	1,300
	1・1・2-トリフルオロエタン	HFC-143	328
	1・1・1-トリフルオロエタン	HFC-143a	4,800
	1・2-ジフルオロエタン	HFC-152	16
	1・1-ジフルオロエタン	HFC-152a	138
	フルオロエタン	HFC-161	4
	1・1・1・2・3・3-ヘプタフルオロプロパン	HFC-227ea	3,350
	1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236fa	8,060
	1・1・1・2・3・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236ea	1,330
	1・1・1・2・2・3-ヘキサフルオロプロパン	HFC-236cb	1,210
	1・1・2・2・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245ca	716
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン	HFC-245fa	858
	1・1・1・3・3-ペンタフルオロブタン	HFC-365mfc	804
	1・1・1・2・3・4・4・5・5-デカフルオロペンタン	HFC-43-10mee	1,650
パーフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	PFC	—
	パーフルオロメタン	PFC-14	6,630
	パーフルオロエタン	PFC-116	11,100
	パーフルオロプロパン	PFC-218	8,900
	パーフルオロシクロプロパン	PFC-c216	9,200
	パーフルオロブタン	PFC-31-10	9,200
	パーフルオロシクロブタン	PFC-c318	9,540
	パーフルオロペンタン	PFC-41-12	8,550
	パーフルオロヘキサン	PFC-51-14	7,910
	パーフルオロデカン	PFC-91-18	7,190
六ふっ化硫黄		SF ₆	23,500
三ふっ化窒素		NF ₃	16,100

【根拠条文】政令第4条

表 1 - 2 地球温暖化係数

第5 無効化をした国内認証排出削減量、無効化をした海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量

次の取組にかかる温室効果ガス排出量については、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から控除する量として、報告することができるものとする。

(ア) 無効化をした国内認証排出削減量

国内認証排出削減量とは、以下のいずれかに該当する量である。

- ・国内クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- ・オフセット・クレジット（J-VER）制度において認証された温室効果ガスの量
- ・グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された二酸化炭素の量
- ・J-クレジット制度において認証された温室効果ガスの量
- ・国内における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組により削減等がされた温室効果ガスの量の算定等に関し十分な知見を有する者により構成される会議体が、温室効果ガスの量について、実際に行われたことが認められる当該取組により削減等がされ、適切な方法により算定され、当該取組がなければ削減等がされなかったものとして認証をし、当該認証をした当該量の取得及び保有を適切に管理し、当該量の移転を可能とする場合にあっては当該移転を適切に管理する制度（認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等に寄与した者又は当該認証に係る温室効果ガスの排出の抑制等を自ら行った者と特別の利害関係を有する者が当該認証に加わらないものに限る。）であって環境大臣及び経済産業大臣が認めるものにおいて認証をされた温室効果ガスの量

(イ) 無効化をした海外認証排出削減量

海外認証排出削減量とは、JCM クレジットである。ただし、令和2年12月31日までに排出削減・吸収が実現されたものについては、令和7年3月31日までに事業設計書（PDD）のパブリック・インプットが開始されたものに限る。

また、無効化とは、温対法第57条の11第3項第3号イの規定による無効化により、JCM 登録簿において、JCM クレジットを移転できない状態にすることをいう。ただし、令和2年12月31日以前に行われたJCM プロジェクトにより削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量に由来するものについては、取消しにより、JCM クレジットを移転できない状態にすることをいう。

- ・二国間クレジット制度（JCM）（国際協力排出削減量として発行）グローバルサウス等のパートナー国で、日本企業や日本政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、追加的に得られた削減や吸収の効果を、パリ協定第6条に沿ってクレジット化し、パートナー国と日本で分け合う仕組み。

※留意事項

調整後排出量の調整においては、調整後排出量を調整する年度に無効化若しくは移転された国内認証排出削減量を用いる。

なお、当該年度の翌年度の6月末までに無効化をした国内認証排出削減量等は、当該年度又は当該年度の翌年度のどちらか一方に反映可能です。

(ウ) 非化石電源二酸化炭素削減相当量

非化石電源二酸化炭素削減相当量とは、特定事業所排出者が調達した非化石証書の量に毎年度経済産業省及び環境省が公表する全国平均係数及び補正率を乗じて得られる二酸化炭素の量である。

第6 再生可能エネルギー導入量の算定

再生可能エネルギー導入量の算定は、以下に示す手順により行うものとする。

(1) 再生可能エネルギー設備から得られた電気（自己保有、他者保有含む）

① 事業所の敷地内に設置された自らが保有する再生可能エネルギー設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）について

次のいずれかの方法で導入量を算出してください

なお、以下に記載する「計量器」とは、計量法に基づく検定を受けた計量器である必要はありません。

ア 再生可能エネルギー設備の発電量のうち自家消費した量が計量できる場合
当該計量器により計量した当該年度の自家消費量を用いる。

イ 再生可能エネルギー設備の発電量及び発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量が計量できる場合

当該年度における「再生可能エネルギー設備の発電量」から、「発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量」（いわゆる売電電力量）を減じた値を用いる

なお、パワーコンディショナー利用に伴い消費される電力量や、蓄電池の充放電に伴う消費される電力量を加味する必要はありません。

ウ 再生可能エネルギー設備の発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量のみ計量できる場合

下記に基づく方法で算定した当該年度の再生可能エネルギー設備の発電量から、「再生可能エネルギー設備の発電量のうち電力系統に逆潮流した電力量」を減じた値を使用してください。

なお、イ同様、パワーコンディショナー利用に伴い消費される電力量や、蓄電池の充放電に伴う消費される電力量を加味する必要はありません。

【再生可能エネルギー設備の発電量算出方法】

(1) 太陽光発電設備

発電量＝パネルの定格出力 (kw) × 8,760 時間 × 設備利用率

係数	設備利用率 (標準値)	0.14
----	-------------	------

(2) 風力発電設備

発電量＝風力発電設備の定格出力 (kw) × 8,760 時間 × 設備利用率

係数	設備利用率 (標準値)	0.091
----	-------------	-------

(3) 小水力発電設備

発電量＝重力加速度 × 水車効率 × 発電機効率 × 水量 × 有効落差 × 8,760 時間

係数	重力加速度	9.8m/s ²
	水車効率 (標準値)	0.8
	発電機効率 (標準値)	0.9

(4) 地中熱利用設備

発電量＝年間利用地下水量 × 比重 × 低圧比熱 × 利用温度差 × エネルギー単位換算係数

係数	比重	1,000kg/m ³
	定圧比熱 (水)	0.004186MJ/kg℃
	利用温度差 (標準値)	5℃
	エネルギー単位換算係数	0.28kwh/MJ

(5) 太陽熱

発電量＝傾斜面日射量 × 太陽熱利用施設の集熱面積 (m²) × 集熱効率 × エネルギー単位換算係数

係数	傾斜面日射量	4,914MJ/m ² ・年
	集熱効率 (標準値)	0.4
	エネルギー単位換算係数	0.28kwh/MJ

(6) バイオマス発熱設備 (バイオマスストーブ)

発電量＝バイオマス発電施設の定格出力 (kw) × 年間利用時間 (h) × 熱効率

係数	熱効率 (標準値)	0.5
----	-----------	-----

(7) バイオマス発電設備

発電量＝バイオマス発電施設の定格出力(kw)×年間利用時間 (h) × 平均負荷率 (定格出力に対する出力の比率)

備 考

標準値として示した係数以外のものを使用する場合は、根拠となる資料を添付すること

② 事業所の敷地内に設置された再生可能エネルギー設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）について

他者が当該事業所に再生可能エネルギー設備を設置し、当該設備によって発電された電気を当該事業所が調達して消費する場合

かつ

特定事業者が消費した電気に付随する再エネ価値を保有する場合（再生可能エネルギー設備の設置者が再エネ価値を保有する場合は不可）

⇒自家消費量を算定の上、その合計を用いてください。（算定方法は①ア～ウを参照）

③ 再生可能エネルギー設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路*を使用して当該事業者に供給されたものについて

※電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者が維持及び運用するものは除く。

当該事業所の敷地外に設置された再生可能エネルギー設備（設置者が自らであるか他者であるかは問いません）から、東京電力パワーグリッド（株）が維持及び運用する電線路以外の専用電線路を用いて当該事業所に供給された電気の量の合計を用いてください。

④ 自らが保有する再生可能エネルギー設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送*により、当該事業所に供給されたものについて

※電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する接続供給をいう。

当該事業所の敷地外に自ら保有する再生可能エネルギー設備を用いて発電した電気を、東京電力パワーグリッド（株）が維持及び運用する電線路を用いて当該事業所に送電している場合、当該供給電気の量の合計を用いてください。

⑤ 事業所の敷地外に設置された再生可能エネルギー設備（自ら保有するものを除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）について

他者が当該事業所に再生可能エネルギー設備を設置し、当該設備によって発電された電気を当該事業所が調達して消費する場合

かつ

特定事業者が消費した電気に付随する再エネ価値を保有する場合（再生可能エネルギー設備の設置者が再エネ価値を保有する場合は不可）

⇒自家消費量を算定の上、その合計を用いてください。（算定方法は①ア～ウを参照）

（2）小売電気事業者から供給された再エネ電気*について

※小売電気事業者から調達した環境価値が付加された電気をいう。

当該事業所において電気の調達契約を締結する小売電気事業者から調達するメニューに対応する再エネ比率を元に算出（小売電気事業者から供給された電力量×再エネ比率＝小

売電気事業者から供給された再エネ電気の量) する。

(3) 再エネ電力証書の購入により環境価値を有する電気について

当該年度に、グリーン電力証書(認証機関から認証を受けたグリーン電力相当量認証証明書に基づき証明書発行時業者が発行したグリーン電力相当量証明書)、J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジット及び再エネ価値取引市場から調達した証書の電力相当量の合計量を用いてください。

なお、証書の発行元となる発電所は群馬県内外のいずれの発電所でも問題ありません。

表2 再生可能エネルギーの導入等状況表

表2 再生可能エネルギーの導入等状況表

◆表の黄色の欄に該当数値等を入力してください。

再生可能エネルギーの種類			単位	令和 6 年度導入目標	令和 6 年度導入実績	令和 7 年度導入目標
再エネ設備から得られた電気 (自己保有、他者保有含む)	自己保有 事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気 (当該事業所で使用したものに限る。)	太陽光	千kWh			
		水力	千kWh			
		地中熱	千kWh			
		その他 ()	千kWh			
	オンサイトPPA 事業所の敷地内に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)		千kWh			
	自営線 再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気のうち、専用の電線路を使用して当該事業所に供給されたもの。		千kWh			
	自己託送 自らが保有する再エネ設備(事業所の敷地内に設置されたものを除く。)から得られた電気の自己託送により、当該事業所に供給されたもの。		千kWh			
	オフサイトPPA 事業所の敷地外に設置された再エネ設備(自ら保有するものを除く。)から得られた電気(当該事業所で使用したものに限る。)		千kWh			
小計			千kWh		0	0
電気事業者からの再エネ電力の買電(環境価値が付加された電気)			千kWh			
自ら再エネ電力証書を購入し、環境価値が付加された電気			千kWh			

※こちらの表については、個社ごとにデータの公表はしませんが、県内事業者の導入量の合計を公表する場合があります。

表3 その他再エネ熱・水素等の利活用の状況表

表3 その他再エネ熱・水素等の利活用の状況表

◆表の黄色の欄に該当数値等を入力してください。

再生可能エネルギー熱の種類			単位	令和 6 年度導入目標	令和 6 年度導入実績	令和 7 年度導入目標
再エネ熱の導入状況	太陽熱		GJ			
	温泉熱		GJ			
	雪氷熱		GJ			
	地熱		GJ			
	その他 ()		GJ			

水素・アンモニアの使用			単位	令和 6 年度導入目標	令和 6 年度導入実績	令和 7 年度導入目標
水素・アンモニアの使用状況	水素		t			
	アンモニア		t			

※こちらの表については、個社ごとにデータの公表はしませんが、県内事業者の導入量の合計を公表する場合があります。

第7 温室効果ガス排出量削減計画及び排出状況報告兼再生可能エネルギー導入計画及び導入状況報告書の作成・提出等

1 排出量削減計画及び排出状況報告兼再生可能エネルギー導入計画及び導入状況報告書の作成

条例第20条及び第66条に規定する排出量削減計画及び再生可能エネルギー導入計画は、計画を提出する日を含む年度を対象（例えば、令和6年度に提出する計画は、令和6年度の温室効果ガスの排出の量の削減、令和6年度の再生可能エネルギー導入に関する目標、令和6年度に目標を達成するために実施する措置等について作成）とする単年度の計画とし、条例第23条及び第69条に規定する報告と併せて、別記様式第1号（排出量削減計画及び排出状況報告兼再生可能エネルギー導入計画及び再生可能エネルギー導入状況報告）により、次の事項を記載して作成するものとする。

なお、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律49号（令和4年法律第46号による改正）。以下「改正省エネ法」という。）の特定事業者にあつては、主務大臣宛に提出する「中長期的計画」との整合を図るものとする。

（1）事業者の主たる事業の業種

日本標準産業分類に従い、主たる事業の名称を記載する。

（2）企業規模

下記に従い、企業規模を選択する。

ア 「大企業」

従業員数 2,000 人超の会社・個人。（みなし大企業は考慮しない。）

※中小企業者除く。（従業員数 2,000 人超であっても、資本金要件により中小企業者に該当する場合がある。）

イ 「中堅企業」

従業員数 2,000 人以下の会社・個人。

※中小企業者除く。

ウ 「中小企業」

中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）第二条のとおり。

業種	下記のいずれかを満たす会社・個人	
	資本金	従業員数
①製造業その他 ※②～④を除く	3 億円以下	300 人以下
②卸売業	1 億円以下	100 人以下
③サービス業	5 千万円以下	100 人以下
④小売業	5 千万円以下	50 人以下

エ 「その他」

公社・団体、官公庁、法人など。

(2) 事業の概要

事業者の事業の概要を記載する。

(3) 連絡先

計画書を作成した担当部署名（計画書に記載した本社所在地と担当部署の所在地が異なる場合には、担当部署の所在地）、担当者名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレスをそれぞれ記載する

(4) 計画の基本方針

計画を推進するにあたっての基本方針を記載する。なお、この欄については計画対象年度だけでなく、中長期的な温室効果ガスの排出の量の削減や再生可能エネルギー導入のための方針を記載してもよいものとする。

(5) 推進体制

事業者内における、温室効果ガスの排出の量を削減や再生可能エネルギー導入に関する取組の推進責任者、担当者、点検体制等をまとめた推進体制を記載する。なお、環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、取得日等を併記する。

(6) 該当する事業者要件

規則第5条各号による特定排出事業者となる要件の該当欄にレ印を記載。なお、複数の要件に該当する場合には、それぞれの欄にレ印を記載する。

(7) 温室効果ガスの排出の量等

ア 排出区分

(ア) 「A 事業所等排出区分」

事業所等の事業活動のためのエネルギー使用に伴い発生する温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）をいう。

(イ) 「B 輸送車両排出区分」

自動車運送事業者又は自社運搬を行う事業者が保有する、使用の本拠の位置を群馬県内とする車両の排出する温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）をいう。

(ウ) 「C その他排出区分」

(ア) 及び (イ) 以外の群馬県内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガス（非エネルギー起源 CO₂ 及び CO₂ 以外の温室効果ガス）をいう。

イ 計画目標年度（前年度）（二酸化炭素換算）

計画対象年度の前年度の計画に記載した温室効果ガスの排出目標（二酸化炭素換算）を、排出区分に従い記載する。

ウ 報告年度及び計画基準年度

計画対象年度における温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を、排出区分に従い記載する（事業所等排出区分においては、実排出量（第4の1（2）及び（3）参照）を記載。以下この項において同じ。）

エ 計画目標年度（二酸化炭素換算）

計画対象年度における温室効果ガスの排出目標（二酸化炭素換算）を、排出区分に従い記載する。

オ 基準年度（前年度計画）

計画対象年度の前年度の報告に記載した温室効果ガスの排出実績（二酸化炭素換算）を、排出区分に従い記載する。

（8）原単位当たりの温室効果ガス排出量等（任意記載事項）

所属業界団体等における自主行動計画及び低炭素社会実行計画に掲げる目標が原単位で設定されている場合等にあつては、事業上の用途区分（事業所等）に応じて原単位当たりの温室効果ガスの排出量を目標に追加することができるものとする。

ア 原単位排出量

（6）で記載した温室効果ガスの排出量をイの値で除した数値を記載する。

イ 温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値

当該用途区分における温室効果ガスの排出量の削減に係る取組等が適正に反映され则认为される数量（生産数量、延べ床面積、走行距離等）の名称及び値を記載する。

（9）再生可能エネルギーの導入状況

年間の電力使用量（kwh）に対する区分ごとの再エネ電気等の使用量（kWh）の割合（％）を記載する。（合計は100％になるとは限りません。）

なお、報告年度及び基準年度における再生可能エネルギーの導入量は、表2から自動転記される。

ア 提出区分

（ア）再エネ設備から得られた電気（自己保有、他者保有含む）

①事業所の敷地内に設置された自ら保有する再エネ設備から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）

例：事業所の建物屋根に、自らが設置し保有する太陽光発電設備から得られた電気

②事業所の敷地内に設置された再エネ設備（自ら保有する者を除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）

例：事業所の建物屋根に、第三者が設置し保有する太陽光発電設備から得られた電気（オンサイト PPA 方式）

③再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気のうち、専用の電線路を使用して当該事業所に供給されたもの。

例：事業所の敷地外に設置されている太陽光発電設備から得られた電気のうち、東京電力パワーグリッド（株）が維持及び運用する電線路以外を利用して事業所に送電された電気

④自らが保有する再エネ設備（事業所の敷地内に設置されたものを除く。）から得られた電気の自己託送により、当該事業所に供給されたもの。

例：事業所の敷地外に設置されている太陽光発電設備から得られた電気のうち、東京電力パワーグリッド（株）が維持及び運用する電線路を利用して事業所に供給された電気

⑤事業所の敷地外に設置された再エネ設備（自ら保有する者を除く。）から得られた電気（当該事業所で使用したものに限る。）

例：事業所の敷地外に、第三者が設置し保有する太陽光発電設備から得られた電気（オフサイト PPA 方式）

(イ)小売電気事業者から供給された再エネ電気（環境価値が付加された電気）

例：小売電気事業者が再エネ指定の非化石証書を付加した電気

(ウ)自ら再エネ電力証書の購入し、環境価値が付加された電気

例：グリーン電力証書などを購入

イ 計画目標年度（前年度）

計画対象年度の前年度の再生可能エネルギー導入目標を記載する。

ウ 計画目標年度（今年度）

計画対象年度における再生可能エネルギーの導入目標を記載する。

(10) 冷媒用フロンの購入量

食料品卸売・小売業、倉庫業等冷蔵・冷凍機器を多く使う事業者にあつては、計画期間中に、当該機器の補修等のため購入した冷媒用フロン（HFC 類に限る。）の量を記載する。

(11) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置（再生可能エネルギー導入を含む）

計画内容においては、計画対象年度において実施する温室効果ガスの排出の量を削減、再生可能エネルギーを導入するために実施する措置を、設備、対象及び工程等の区分ごとに個別具体的に記載する。

計画の実施内容においては、計画書において記載した措置及び計画期間中に追加的に実施した措置の実施結果を、設備、対象及び工程等の区分ごとに個別具体的に記載する。

具体的な措置を検討するにあたっては、別表に例示する事項を参考に、事業特性に応じて、適切かつ有効な措置を選定するものとする。

(12) 特記事項

- ・「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置」に記入したもののほかに取り組むことや過去に実施した省エネルギー対策など温室効果ガス排出削減のため実施した取組等を記載する。

2 排出量削減計画及び排出状況報告兼再生エネルギー導入計画及び導入状況報告書の提出

(1) 提出期限

計画対象年度の7月31日までに知事に提出するものとする。

(2) 添付資料

計画書には、次の資料を添付するものとする。

ア 温室効果ガスの排出の量等の実績について作成した表1

イ 再生可能エネルギーの導入の量の状況について作成した表2

ウ 実測値に基づく単位発熱量又は排出係数を使用する場合の根拠資料

3 計画の変更

計画の内容を変更した場合（事業の変更等により見込まれる温室効果ガスの量の増減の割合が10%を超えない場合等、規則第6条に規定する軽微な変更を除く）、その事実があった日から30日以内に、変更後の計画書を知事に提出するものとする。

別表 温室効果ガスの排出の量を削減するために実施する措置の例

I 事業所等排出区分における対策

1 一般事項

区分	削減対策
(1) 取組体制の整備	①温室効果ガス排出削減に取り組むための責任者の設置や研修・教育体制の強化、管理マニュアルの作成等により、効率的かつ効果的な取組体制を整備する。 ②群馬県環境G S認定制度の利用や、環境マネジメントシステムの導入により、第三者機関のチェックによる信頼性の高い仕組みを整備する。
(2) エネルギー使用の管理	①エネルギー使用について年・季節・月・日・時間単位等の使用量を把握し、過去のデータとの比較、分析が容易にできるように管理する。 ②設備の稼働状況や運転時間を把握し、設備ごとのエネルギー使用の効率について、過去のデータと比較、分析が容易にできるように管理する。
(3) 設備の運用及び保守管理	①使用状況や季節変動に応じてエネルギー使用の効率が高くなるよう設備の運用を見直すとともに、効率の改善に必要な事項について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ②エネルギー使用の効率低下を防止するため、定期的に点検・整備し、適切に保守管理を行う。
(4) 設備の導入及び改修	①設備の使用状況やエネルギー負荷の需要予測等を十分に検討して、エネルギー効率の高い設備を導入する。 ②エネルギー使用の効率改善に寄与する設備の改修や先進的な技術の導入を計画し推進する。

2 産業部門

区分	削減対策
(1) 燃料の燃焼設備	【運用・管理】 ①使用する燃料に応じて空気比を低下させるよう適切に管理する。 ②燃料の粒度、水分、粘度等の性状に応じて燃焼効率が高くなるよう適切に運転する。 ③燃料の供給量、排ガスの温度、残存酸素量等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 【導入・改修】 ①バーナー等の燃焼機器は、負荷及び燃焼状態に応じて燃料供給量及び空気比を調整できるものとする。 ②通風装置は、通風量及び燃焼室内の圧力を調整できるものとする。
(2) 加熱、冷却、伝熱設備等	【運用・管理】 ①温度、圧力及び量を適切に設定し、熱媒体による熱量の過剰な供給をなくす。 ②設備の構造、被加熱物の特性、加熱、熱処理等の前後の工程等に応じて熱効率を向上させるよう、ヒートパターン（被加熱物の温度の時間の経過に対応した変化）を改善する。 ③被加熱物又は被冷却物の量及び炉内配置を適切に設定し、過大負荷及び過小負荷を避ける。 ④加熱、冷却等の工程において、工程間の待ち時間の短縮や運転の集約化により効率的な運転を図る。 ⑤伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈澱を防止するよう、適切に給水の水质管理をする。 ⑥用いる蒸気について、適切な乾き度の維持や不要時の蒸気供給バルブ閉止により高効率な運転を図る。 ⑦熱媒体の温度、圧力及び流量等について管理基準を設定し、定期的に計測を行い、その結果を記録する。 ⑧伝熱面等について、定期的にばいじん、スケールその他の付着物を除去し、伝熱性能の低下を防止する。 【導入・改修】 ①熱交換部への熱伝導率の高い材料の採用や熱交換器の適切な配列により総合的な熱効率の向上を図る。

(3) 廃熱の回収 利用設備	【運用・管理】 ①排ガスの廃熱の回収利用は、設備の使用状況に応じて廃熱回収率を高めるようにする。 ②蒸気ドレンの廃熱の回収利用は、廃熱の回収を行う蒸気ドレンの温度、量等を把握して廃熱回収率を高めるようにする。 ③廃熱の温度、熱量等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ④伝熱面等の汚れの除去、熱媒体の漏えい部分の補修等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①廃熱回収率を高めるように伝熱面の性状及び形状の改善、伝熱面積の増加等を図る。
(4) 熱利用配管 設備	【運用・管理】 ①保温材や断熱材の維持について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 ②スチームトラップは、定期的に保守及び点検を行い、作動の不良等による蒸気の漏えい及び詰まりを防止する。 【導入・改修】 ①断熱材の厚さの増加、熱伝導率の低い断熱材の利用等により断熱性の向上を図る。 ②配管の径路の合理化、熱源設備の分散化等により、放熱面積の低減を図る。
(5) 空調設備、 給湯設備	【運用・管理】 ①空調設備は、区画の限定やブラインド等による負荷の軽減に努めるとともに、使用状況や季節変動等に応じて政府の推奨する設定温度を勘案し、設備の運転時間、温度、換気回数、湿度等について適切に管理する。 ②空調設備が複数の設備で構成されている場合は、混合損失の防止を図るとともに、使用状況や季節変動等に応じて稼働台数を調整又は選択し、エネルギー使用の削減を図る。 ③空調設備は、区画ごとに、温度、湿度等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ④空調設備は、個別機器及び全体の総合的な効率の改善に必要な事項について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ⑤空調設備は、保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 ⑥給湯設備は、季節や作業内容に応じて供給箇所の限定や供給期間、給湯温度等を見直し、エネルギー使用の削減を図る。 ⑦給湯設備が複数の熱源機で構成されている場合は、使用状況や季節変動等に応じて稼働台数を調整又は選択し、エネルギー使用の削減を図る。 ⑧給湯設備は、給水量、給湯温度等について管理基準を設定し、定期的に計測を行い、その結果を記録する。 ⑨給湯設備は、保温材や断熱材の維持、熱交換器に付着したスケールの除去等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①空調設備は、ヒートポンプ、蓄熱設備、台数制御、インバータ制御、人感センサー等を活用した効率の高い設備やシステムを採用する。 ②空調設備は、外気取り入れに伴う冷房負荷を軽減するために、全熱交換器や外気冷房制御の採用を考慮する。 ③室外機の設置場所は、日射や通風状況を十分考慮する。 ④空調設備は、効率改善に必要な計測のためのセンサー等設置や、BEMS等の採用により、適切な制御が可能なものとする。 ⑤建屋の隙間や開口部を可能な限り閉鎖するとともに、作業場全域の空調が不要な場合は、作業場近傍のみの局所空調とし、空調負荷をの軽減を図る。 ⑥複層ガラスの採用や屋根・壁面の高断熱化により空調負荷の軽減を図る。 ⑦給湯設備は、適正規模の容量の設備を選定し、使用状況に合わせて台数制御による効率の高い運転が可能となるシステムを採用する。 ⑧給湯設備は、ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の採用を考慮するとともに、使用状況に応じて局所式の併用を考慮したシステムとする。

(6) 発電専用設備	【運用・管理】 ①高効率の運転を維持できるよう管理をする。また複数の並列運転は、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように、総合的な効率の向上を図る。 ②総合的な効率について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ③総合的な効率を高い状態に維持するように定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①発電専用設備は、電力の需要について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとする。 ②太陽光発電等の再生可能エネルギー導入を考慮する。
(7) コージェネレーション設備	【運用・管理】 ①発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じ総合的な効率を高めるよう管理する。また、複数の並列運転は、負荷の増減に応じて適切な配分がなされるように、総合的な効率の向上を図る。 ②補機等を含めた総合的な効率の改善に必要な事項について管理基準を設定し、定期的に計測を行い、その結果を記録する。 ③総合的な効率を高い状態に維持するように定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①熱及び電力の需要について十分検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のものとする。
(8) 受変電設備及び配電設備	【運用・管理】 ①変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 ②受電端における力率が95%以上となるよう進相コンデンサ等の制御を調整する。 ③電気の使用量、電圧、電流等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 【導入・改修】 ①高効率でエネルギー損失の少ない設備を選定するとともに、電力の需要に合わせて、適切な配電圧や設備容量等を十分に検討して決定する。
(9) 電気動力設備、電気加熱設備等	【運用・管理】 ①複数の電動機を使用するときは、部分負荷における効率を考慮して、電動機全体の効率が高くなるように、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 ②ポンプ、ファン、ブロワー、コンプレッサー等は、使用端圧力及び吐出量の見直しを行い、負荷に応じた運転台数の選択、回転数の変更等により、電動機の負荷を低減する。 ③誘導炉、アーク炉、抵抗炉等については、被加熱物の装てん方法の改善、断熱及び廃熱回收利用等により、熱効率を向上させる。 ④設備ごとに電圧、電流等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ⑤負荷機械等の機械損失や配線の接続部分等における抵抗損失を低減するよう、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①高効率でエネルギー損失の少ない設備を選定するとともに、台数制御や回転数制御により負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とする。
(10) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	【運用・管理】 ①照明設備は、日本工業規格「照度基準又は屋内作業場の照明基準」により作業環境の快適性を保ちつつ、過剰又は不要な照明をなくすように適切に運用する。 ②照明設備は、器具及びランプ等の清掃・交換等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 ③昇降機は、時間帯や曜日等ごとに停止階の制限、稼働台数の制限等を適切に設定し、効率的な運転を行う。 ④事務用機器は、不要時の電源遮断や使用条件に応じて省エネモード等を適切に設定し、エネルギー使用の削減を図る。

	【導入・改修】 ①LED照明等の省エネルギー型設備を採用する。 ②清掃、光源の交換等の容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮する。 ③光源の発光効率、点灯回路や照明器具の効率、被照明場所への照射効率も含め総合的な照明効率を考慮して選択する。 ④昼光を使用することができる場所は、他の照明設備と別回路にする。 ⑤使用状況に応じて、人感センサーやタイマー等の利用する。 ⑥事務用機器は、エネルギー効率の高い機器を選定する。
(11) フロン等	【運用・管理】 ①製造工程においてフロン等の使用量や漏出量を把握し、削減するよう努める。またフロンの代替物質への転換を図る。 ②フロン等を使用している設備や製品等を廃棄する際は適正に回収し処理を行う。 【導入・改修】 ①フロン等を使用していない設備の導入や製品の購入等を実施する。

3 業務部門

区分	削減対策
(1) 空調設備、換気設備	【運用・管理】 ①室内の使用状況に応じて運転時間を見直し空調負荷の軽減を行うとともに、室内温度を政府の推奨する設定温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を勘案し適切に管理する。 ②ブラインド・カーテン等の使用により空調負荷の軽減に努める。 ③室内の使用状況や予熱・予冷時及び季節変動の状況に応じて、外気取り入れ量を適切に管理し、空調負荷の軽減を図る。 ④複数の設備で構成されている場合は、混合損失の防止を図るとともに、室内の使用状況や季節変動等に応じて稼働台数を調整又は選択し、エネルギー使用の削減を図る。 ⑤区画ごとに、温度、湿度等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ⑥個別機器及び全体の総合的な効率の改善に必要な事項について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ⑦保温材や断熱材の維持、フィルターの目づまり及び凝縮器や熱交換器に付着したスケールの除去等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①ヒートポンプ、蓄熱設備、台数制御、インバータ制御、人感センサー等を活用した効率の高い設備やシステムを採用する。 ②外気取り入れに伴う冷房負荷を軽減するために、全熱交換器や外気冷房制御を採用する。 ③室外機の設置場所は、日射や通風状況を十分考慮する。 ④複層ガラスの採用や屋根・壁面の高断熱化により空調負荷の軽減を図る。

(2) ボイラー設備、給湯設備	【運用・管理】 ①使用する燃料に応じて空気比を低下させるよう適切に管理する。 ②季節や業務内容に応じて供給箇所の限定や供給期間、給湯温度等を見直し、エネルギー使用の削減を図る。 ③伝熱管へのスケールの付着及びスラッジ等の沈澱を防止するよう、適切に給水の水質管理をする。 ④蒸気の圧力・温度、給水量、給湯温度等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 ⑤保温材や断熱材の維持、熱交換器に付着したスケールの除去等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 【導入・改修】 ①廃熱利用や蒸気ドレンの回収利用を考慮するとともに高効率な設備を採用する。 ②適正規模の容量の設備を選定し、使用状況に合わせて台数制御による効率の高い運転が可能となるシステムを採用する。 ③ヒートポンプシステム、潜熱回収方式の採用を考慮するとともに、使用状況に応じて局所式の併用を考慮したシステムとする。
(3) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	【運用・管理】 ①日本工業規格「照度基準又は屋内作業場の照明基準」により作業環境の快適性を保ちつつ、過剰又は不要な照明をなくすように適切に運用する。 ②器具及びランプ等の清掃・交換等について、定期的に保守及び点検を行い良好な状態に維持する。 ③昇降機は、時間帯や曜日等ごとに停止階の制限、稼働台数の制限等を適切に設定し、効率的な運転を行う。 ④事務用機器は、不要時の電源遮断や使用条件に応じて省エネモード等を適切に設定し、エネルギー使用の削減を図る。 【導入・改修】 ①LED照明等の省エネルギー型設備を採用する。 ②清掃、光源の交換等の容易な照明器具を選択するとともに、その設置場所、設置方法等についても保守性を考慮する。 ③光源の発光効率、点灯回路や照明器具の効率、被照明場所への照射効率も含め総合的な照明効率を考慮して選択する。 ④昼光を使用することができる場所は、他の照明設備と別回路にする。 ⑤使用状況に応じて人感センサーやタイマー等の利用する。 ⑥事務用機器は、エネルギー効率の高い機器を選定する。
(4) 受変電設備、BEMS	【運用・管理】 ①変圧器及び無停電電源装置は、部分負荷における効率を考慮して、稼働台数の調整及び負荷の適正配分を行う。 ②受電端における力率が95%以上となるよう進相コンデンサ等の制御を調整する。 ③電気の使用量、受変電設備の電圧、電流等について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 【導入・改修】 ①高効率でエネルギー損失の少ない設備を選定するとともに、電力の需要に合わせて、適切な配電圧や設備容量等を十分に検討して決定する。 ②電気使用設備や空調備等を含め総合的に管理し評価をするためにBEMSを採用する。
(5) 発電専用設備及びコージェネレーション設備	【運用・管理】 ①発電専用設備は、高効率の運転を維持できるよう管理する。 ②コージェネレーション設備は、発生する熱及び電気が十分に利用されるよう負荷の増減に応じて総合的な効率を高めるよう管理する。 ③補機等を含めた総合的な効率の改善に必要な事項について管理基準を設定し、

	定期的に計測を行って、その結果を記録する。 【導入・改修】 ①発電専用設備は、電力の需要について十分検討を行い、適正規模の設備容量のものとする。 ②コージェネレーション設備は、熱及び電力の需要について十分検討を行い、年間を総合して排熱及び電力の十分な利用が可能であることを確認し、適正規模の設備容量のものとする。 ③太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備を導入する。
(6) 業務用機器	【運用・管理】 ①厨房機器、業務用冷蔵庫・冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等は、不要時の電源遮断や使用状況に応じて適切に設定し、エネルギー使用の削減を図る。 ②稼働状態の把握及び改善に必要な事項について管理基準を設定し、定期的に計測を行って、その結果を記録する。 【導入・改修】 ①エネルギー効率の高い機器を選定する。 ②空調設備の負荷を増大させないように、空調区画の限定、外気量の制限や熱交換換気等の導入を実施する。
(7) フロン等	【運用・管理】 ①製造工程においてフロン等の使用量や漏出量を把握し、削減するよう努めること。またフロンの代替物質への転換を図る。 ②フロン等を使用している設備や製品等を廃棄する際は適正に回収し処理を行う。 【導入・改修】 ①フロン等を使用していない設備の導入や製品の購入等を実施する。

II 輸送車両排出区分における対策

区分	削減対策
(1) 取組体制の整備	①温室効果ガス排出削減に取り組むための責任者の設置や研修・教育体制の強化、管理マニュアルの作成等により、効率的かつ効果的な取組体制を整備する。 ②群馬県環境G S認定制度の利用や、環境マネジメントシステムの導入により、第三者機関のチェックによる信頼性の高い仕組みを整備する。
(2) エネルギー使用の管理	①自動車ごとに走行距離、給油量等のデータを把握し、取組の効果が分析できるように管理する。
(3) 電動車等の導入	①電気自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、トッランナー燃費基準達成車、アイドリングストップ装置装着車等を計画的に導入する。
(4) エコドライブの推進	①空ぶかし、急発進・急加速をしない、アイドリングストップの実施、エンジンブレーキの多用等、交通の安全に配慮したエコドライブを推進する。 ②エコドライブの具体的な実践方法についてマニュアル等を整備し、運転者への周知や講習会への参加等の教育を実施する。 ③デジタル運行記録計の活用等により、エコドライブの適切な推進を図る。 ④タイヤの空気圧の適正化、エアクリーナ及びエンジンオイルの交換等を定期的に行って、良好な状態に維持する。
(5) 輸送の効率化	①事前に目的地までの効率的なルートを選定する。 ②輸送量や使用目的に応じた適正な車両の使用を図る。 ③他事業者との連携による共同配送等や帰り荷の確保の推進により、輸送効率の向上を図る。 ④輸送の計画化やその見直し等により、多頻度少量輸送の改善を行う。 ⑤道路混雑時の輸配送の見直しや、道路交通情報通信システム（VICS）等を活用し、輸送効率の向上を図る。